

分科会の運営に関する覚書

一般社団法人日本粉体工業技術協会

1. コーディネータの選任について

- 1) 正、副コーディネータは、同一所属機関に属さないこと。
- 2) 正、副コーディネータの年令は65才以下で、現役であることが望ましく、70才を超えないこと。
- 3) 新任のコーディネータは、必要によりコーディネータ経験者を名誉コーディネータとすることができる。名誉コーディネータは代表幹事が会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。
- 4) 名誉コーディネータの任期は2年とし、2期4年を最長とする。
- 5) 分科会を統合する場合には、副コーディネータ（次期コーディネータ候補者）を4年に限り2名までおくことができる。

2. 代表幹事の選任について

- 1) 正、副代表幹事は、同一所属機関に属さないこと。
- 2) 代表幹事の年令は65才を超えないこと。任期は2年とし、4期8年を最長とする。
特別な事情があれば、会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。但し、任期は2年とし、原則として再任できない。
- 3) 新任の代表幹事は、必要により代表幹事経験者を名誉幹事とすることができます。名誉幹事は、新任の代表幹事が会長に申請し、会長が決定して理事会に報告する。名誉幹事の任期は2年とし、2期4年を最長とする。

3. 分科会会合の計画について

- 1) 分科会に関する会合を、次の3つに区分する。
 - ① 分科会本会合
 - ② 分科会幹事会
 - ③ 分科会小委員会
- 2) 2つ以上の分科会の合同会合は、分科会間の交流を深める立場から有益であり積極的に推進する。
- 3) 粉体工学会のグループ会等との協同会合も他団体との交流を深める立場から有益であり積極的な推進が望ましい。
- 4) 分科会規約の4-6項に「本会会員以外の者でも、特例として代表幹事の許可を得て、本会へ入会することの検討を前提に一定期間、分科会会合に参加することができる。」とあるが、この解釈は、「非会員の参加を通じて、分科会活動の活性化と協会会員の増加を推進することが目的であり、代表幹事は、開催の都度協会への入会勧誘を前提に、非会員の参加を認めてよい。但し参加費は会員と非会員とで差を設けること」という意味である。
- 5) 分科会に関する会合に、講師として依頼した個人及び出席した正、副コーディネータ、名誉コーディネータに対する旅費及び講演謝礼等については、7及び8項に示す。

4. 分科会小委員会について

- 1) 分科会は、出版、規格の作成、技術的課題の調査など幹事会で対応できない特別な企画や行事を行う場合、分科会小委員会(以下小委員会という)を設置できる。
- 2) 小委員会には、委員長及び必要に応じて副委員長を置く。
委員長には、当該分科会の正、副コーディネータ、或いは正、副代表幹事のいずれかが就任する。
- 3) 小委員会の設置及び委員長、副委員長を含む委員の就任は、〈分科会小委員会設置申請書〉

にて事務局長の承認を受ける。

- 4) 小委員会の議事録は、会合終了後 2 週間以内に本部へ提出する。
なお、書式は分科会幹事会議事録（様式 B' - 2）を流用する。

5. 分科会の海外行事計画について

- 1) 海外行事の開催は、海外交流委員会の承認を得て行う。
なお、海外の団体との会合共催は、協会名で行う。
- 2) 企画は分科会、旅行主催は旅行業者とし、業者の選定、業者との交渉を含めて事務処理はすべて分科会にて行う。
- 3) コーディネータの旅費は「国外出張旅費内規」の団体旅行の項による。
- 4) 分科会補助金は、行事の全行程を 1 回の会合とみなし、“分科会補助金に関する覚書”に従って本部から支給する。

6. 講演会、セミナー等の計画について

分科会会合は原則として登録会員を対象とし、不特定多数を対象とする講演会、セミナー等を企画する場合は、速やかに粉体工業技術センターの教育部門と協議し、その開催方法、運営等を決める。

7. 分科会会合の開催案内について

開催案内の書式は、別に定める“委員会、分科会等の開催案内について”に準ずる。

8. 分科会参加の個人会員等の旅費について

次の方には、「国内出張旅費規定(2)」に従って分科会から旅費を支払う。

- ① 講師として依頼した個人
- ② 当該分科会の正、副コーディネータ及び名誉コーディネータ

注： ②以外の個人会員の旅費は支払わない。但し合同分科会開催時における、正、副コーディネータ指名の代理出席した個人には支払う。

9. 講演謝礼等について

- 1) 会合等における謝礼の 1 人あたりの標準は、

1 時間未満の場合・・・1 人 2 万円を標準とし、分科会の裁量で調整することができる。

1 時間以上の場合・・・1 人 1 時間あたり 2 万 5 千円を標準とし、分科会の裁量で調整することができる。

なお、1 人 1 時間以上の講演を依頼した場合には、支払う講演料の額に関わらず、1 時間あたり 5 千円を協会に補助金として請求できる。

- 2) 上記の謝礼は源泉所得税を差し引いて支払う。

- 3) 司会者に対する司会料は 2 時間あたり 5 千円を標準とし、源泉徴収はしない。

(附 則)

この覚書の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

昭和 63 年 9 月 13 日 制定 (理事会了承)

平成 8 年 3 月 21 日 改定 (理事会了承)

平成 8年 9月19日 改定（理事会了承）
平成 9年 9月18日 一部誤記訂正（理事会承認）
平成10年 9月17日 一部改定（理事会承認）
平成11年 3月18日 一部修正（理事会承認）
平成12年 3月23日 改定（理事会承認）
平成15年 3月19日 改定（理事会承認）
平成17年 5月12日 一部改定（理事会承認）
平成19年 3月15日 一部改定（理事会承認）
平成22年 3月18日 一部改定（理事会承認）
平成23年 3月18日 確認（理事会承認）
平成25年11月27日 改定（理事会承認）
平成27年 3月18日 一部改定（理事会承認）
平成28年11月16日 一部改定（理事会承認）
平成30年 3月14日 一部改定（理事会承認）